

防衛省訓令第4号

防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令（平成26年政令第41号）第2条第4号並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第23条第4項、第24条第4項及び第36条の規定に基づき、並びに国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）を実施するため、防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令を次のように定める。

平成26年2月21日

防衛大臣 小野寺 五典

防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令

改正 平成27年3月31日省訓第10号
令和5年3月31日省訓第42号

（目的）

第1条 この訓令は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（応募資格）

第2条 任期付自衛官（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第21条第1項ただし書に規定する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法（以下「準用配偶者同行休業法」という。）第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される自衛官をいう。以下同じ。）の応募資格を有する者は、自衛官としての勤務期間が1年以上の者で、かつ、次に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。

- (1) 陸士長、海士長又は空士長以下 年齢18歳以上の者
- (2) 3等陸曹、3等海曹又は3等空曹以上 年齢18歳以上の者で、採用しようとする階級において任期の末日における年齢が、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）別表第9に規定する当該階級の定年に達する日以前の者

（募集の方法）

第3条 任期付自衛官の募集は、幕僚長（陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。以下同じ。）又は幕僚長の指定する部隊等の長（自衛隊の部隊又は機関の長をいう。以下「指定部隊等の長」という。）が行う。

2 幕僚長又は指定部隊等の長が任期付自衛官の募集を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 応募資格
- (2) 選考の実施時期、実施場所及び実施要領
- (3) 採用予定人員
- (4) 採用予定年月日
- (5) 任用予定期間
- (6) 採用しようとする階級
- (7) 従事させる予定の業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか受験に必要な事項

3 幕僚長又は指定部隊等の長は、任期付自衛官の募集を行う場合には、募集に関して必要な事項について、当該部隊等が所在する区域を担当する地方協力本部長に通

報する。

(地方協力本部長の協力)

第4条 地方協力本部長は、任期付自衛官の募集に関し、要項の作成、広報、志願受付及び志願者に対する通知について必要な協力を行う。

(選考の方法)

第5条 任期付自衛官の選考は、自衛官として勤務をしていた期間の勤務成績が良好である者の中から、口述試験、身体検査及び経歴評定の結果により行う。

2 前項に定めるもののほか、任免権者（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第2章第1節及び第3章第1節の規定により隊員の任免を行う者をいう。以下同じ。）は、任期付自衛官の選考をするため必要があると認めるときは、学科試験、体力検査その他必要な方法を用いることができる。

(採用の決定及び採用時の階級)

第6条 任免権者は、任期付自衛官の採用を決定した場合には、その者の退職した時の階級若しくは現に指定されている予備自衛官若しくは即応予備自衛官の階級と同位の階級又はこれらの階級より下位の階級に採用することができる。

(昇任に要する期間)

第7条 任期付自衛官の採用後の最初の昇任に要する期間については、自衛官として在職していた期間のうち、任期付自衛官として採用された時の階級又はそれより上位の階級であった期間（自衛官の昇任に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第62号）第5条に規定する引き続き1箇月以上にわたる休職期間を除く。）に限り、規則第29条に規定する昇任に要する期間に算入することができる。

(任期の更新)

第8条 任免権者は、任期付自衛官として勤務した期間の勤務成績が良好である場合には、任期付自衛官の任期の更新（準用配偶者同行休業法第7条第3項に規定する任期の更新をいう。）を行うことができる。

2 前項の規定により任期を更新される任期付自衛官は、その者の階級（3等陸曹、3等海曹又は3等空曹以上の階級に限る。）において更新される任期の末日が、令別表第9に規定する当該階級の定年に達する日以前の者でなければならない。

(上申等)

第9条 幕僚長は、3等陸佐、3等海佐又は3等空佐以上の任期付自衛官の採用又は任期の更新を行う場合には、別記様式第1により防衛大臣に上申するものとする。

2 幕僚長は、1等陸尉、1等海尉若しくは1等空尉、2等陸尉、2等海尉若しくは2等空尉又は3等陸尉、3等海尉若しくは3等空尉たる任期付自衛官の採用又は任期の更新を行う場合には、別記様式第2により防衛大臣に申請し、その承認を得るものとする。

(採用予定者等への通知)

第10条 任免権者は、任期付自衛官として採用を決定した場合には別記様式第3により、任期付自衛官の任期の更新を決定した場合には別記様式第4により、採用を決定された者又は任期の更新を決定された者に通知しなければならない。

(防衛大臣に対する報告)

第11条 幕僚長は、毎年5月末日までに、前年度における任期付自衛官の採用及び任期の更新の状況を別記様式第5により防衛大臣に報告しなければならない。

(選考による自衛官の採用の基準に関する訓令等の適用除外)

第12条 選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（平成29年防衛省訓令第34号）及び元自衛官の再任用に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第59号）の規定は、任期付自衛官については、適用しない。

(委任規定)

第13条 この章に定めるもののほか、任期付自衛官の採用等に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日（平成26年2月21日）から施行する。

(自衛官の順位に関する訓令の一部改正)

2 自衛官の順位に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第7条第1項第1号」の次に「又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法第7条第1項第1号」を加える。

(任命権に関する訓令の一部改正)

3 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「及び」を「、」に改め、「平成19年防衛省訓令第156号」の次に「及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成26年防衛省訓令第4号）」を加える。

(自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令の一部改正)

4 自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条第1項」を「第21条第1項ただし書」に改め、「採用予定自衛官の」及び「の自衛官」を削る。

第3条第2項第6号中「採用予定自衛官の」を「採用しようとする」に改め、同項第7号中「採用予定自衛官が行う」を「従事させる」に改める。

第8条第2項中「及び」を「又は」に改める。

第9条第1項中「3佐以上（」を削り、「及び3等空佐以上をいう。）」を「又は3等空佐以上」に改め、同条第2項中「尉（」を削り、「1等海尉及び1等空尉並びに2等陸尉、2等海尉及び2等空尉並びに3等陸尉、3等海尉及び3等空尉をいう。）」を「1等海尉若しくは1等空尉、2等陸尉、2等海尉若しくは2等空尉又は3等陸尉、3等海尉若しくは3等空尉」に改める。

第12条中「平成14年防衛庁訓令第53号」を「昭和30年防衛庁内訓第1号」に改める。

(事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部改正)

5 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職

第5条第3項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第11条において準用する同法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職

第40条第1項第1号及び第2号中「第6号」を「第7号」に改める。

(陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令等の一部改正)

6 次に掲げる訓令の規定中「第2条第1項」を「第2条及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令(平成26年防衛省訓令第4号)第3条」に改める。

(1) 陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和38年陸上自衛隊訓令第10号)

第23条の2第1項

(2) 海上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和42年海上自衛隊訓令第4号)第15条第1項

(3) 航空自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和41年航空自衛隊訓令第3号)第34条

(教育隊の編制に関する訓令の一部改正)

7 教育隊の編制に関する訓令(昭和29年海上自衛隊訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「海上自衛官及び」を「海上自衛官並びに」に、「第2条第1項」を「第2条及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令(平成26年防衛省訓令第4号)第3条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日において旧特定独立行政法人(独立行政法人通則法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)の職員であった者であって引き続きこの訓令の施行の日に防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号。以下この項において「令」という。)第1条第1号に規定する職員となったもの及びこの訓令の施行の際現に旧特定独立行政法人の職員であった者として令第9条の6第3項の規定の適用を受けている職員に対するこの訓令による改正後の防衛省職員施行細則第17条の3第2項第6号の規定の適用については、これらの者は、同号に規定する行政執行法人職員等であった者とみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この訓令による改正前の防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令第2条に規定する引き続き職員として採用されたものであって、自衛隊法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第25号)附則第7条第1項の規定により条件付採用期間中とされたものの配偶者同行休業については、なお従前の例による。